

キミと一緒に、育っていきたい。
Komaki

市有地売払い 一般競争入札の案内書

※この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札に参加される方は、このご案内をよく読み、
内容を十分に把握したうえで、ご参加ください。

【お問い合わせ先】

小牧市役所 総務部 資産管理課 管財係

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地

電話 0568-76-1110(直通)

市有地 一般競争入札の手順

- | | |
|---|--|
| ① 入札の公告
令和 8 年 2 月 20 日(金) | ① 広報こまき (3 月号) に掲載します。市 HP でも情報を掲載します。 |
| ↓ | |
| ② 「小牧市 市有地売払い
一般競争入札の案内書」の配布
令和 8 年 2 月 27 日(金)～
令和 8 年 3 月 13 日(金) | ② 「小牧市 市有地売払い一般競争
入札の案内書」を配布します。
資産管理課、各市民センターにて
配布。 |
| ↓ | |
| ③ 申込の受付
令和 8 年 2 月 27 日(金)～
令和 8 年 3 月 13 日(金)
平日午前 9 時から午後 4 時まで
(土日祝日を除く) | ③ 申込書と必要書類を申込受付期
間内に小牧市役所資産管理課ま
で直接又は郵送にて提出してく
ださい。郵送の場合、令和 8 年
3 月 13 日(金)午後 4 時必着。
FAX・電送等による申込は不可。 |
| ↓ | |
| ④ 入札参加資格の確認
申込書について審査を行い、
令和 8 年 3 月 27 日(金)までに参
加の可否を通知 | |
| ↓ | |
| ⑤ 入札保証金の納付
令和 8 年 4 月 10 日(金)
午前 9 時～午前 9 時 30 分
⑥ 入札
令和 8 年 4 月 10 日(金)
午前 10 時から | ⑤ 左記日時に小牧市東庁舎 2 階会議
室 2-2 にて行います。入札保証金
を納付のうえ、入札に参加してく
ださい。
⑥ 入札は左記日時に小牧市東庁舎
2 階会議室 2-2 にて行います。 |
| ↓ | |
| ⑦ 落札
落札業者の決定 | ⑦ 入札者の面前で開札し、落札者を
決定します。落札者以外の方には
入札保証金を還付します。 |
| ↓ | |
| ⑧ 契約の締結
令和 8 年 4 月 24 日(金)まで | ⑧ 落札の日から 14 日以内に小牧市
と落札者で売買契約を締結します。
契約保証金の納付が必要です。 |
| ↓ | |
| ⑨ 売買代金の全額支払い
契約締結から 30 日以内 | ⑨ 指定期日までに売買代金全額を
支払って頂きます。 |

入札参加者心得書

I 全般的事項

- 1 市有地一般競争入札参加希望者は、本心得書、入札公告、契約書案及び物件説明書並びに小牧市普通財産土地売払い（一般競争入札）実施要領（平成22年6月17日付け22小財第174号。以下「要領」という。）等を熟覧のうえ入札してください。
- 2 物件の地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査等を行っていません。
- 3 電気・上下水道・ガス等の各戸への引込み、空中架線の撤去、電柱・街路樹等の移設及び車両乗り入れ施設の設置などの手続き及び費用は、買受人の負担となりますので、詳細は関係企業者及び関係行政機関にご確認ください。
- 4 物件は、現状有姿（あるがままのかたち）での引渡しとなります。したがって、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装など）及び樹木等を含むものとし、越境物がある場合についても現状有姿のままで引渡します。越境物を解消するための交渉や手続きは行いませんので、相隣関係で話し合ってください。契約締結後に越境関係が判明した場合も同様です。
- 5 物件説明書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。また、物件を使用（建物を建築する場合等）する場合には、法的な規制（都市計画法、建築基準法等）を受けることとなりますので、物件の使用に関する将来計画の可否についても、あらかじめ申込者の方は、調査等を行い、十分確認を行ってください。
- 6 入札者は、入札後、本心得書、入札公告及び契約書案並びに物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。また、契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと、又は、売買物件に隠れた瑕疵を発見しても、それを理由として、履行の追完の請求、瑕疵の補修、売買代金の減額・減免の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすること

はできません。市として知り得ない地下埋設物等が発見された場合等は、隠れた瑕疵に該当し、撤去等責任を負うことはできません。（ただし、買受人が、消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、引渡しの日から2年間は、この限りではありません。）

II 入札物件について

1 入札に付する市有地の所在地、地積及び予定価格

備考 予定価格は、当該物件における最低売却価格であり、予定価格以上の

物件番号	所在地	地目	登記面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	予定価格(円) (最低売却価格)
1	小牧市大字小牧原新 田字鷹之橋 688 番 1	雑種地	898	898.77	62,015,130 円

者で最も高い価格の入札者を落札者とします。

III 入札参加申込み

1 入札参加資格

入札に参加することができる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (3) 入札の公告の日から過去2年間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがある者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者
- (6) 入札の公告の日から落札決定の日までの間において、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に規定する排除措置対象法人等に該

当する者

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体（以下「観察処分対象団体」という。）及び観察処分対象団体の役職員又は構成員
- (8) 小牧市の市税を滞納している者
- (9) 入札参加を希望する者の間に入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係に該当する関係が認められる者
 - ア 資本関係とは、親会社と子会社の関係や親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。
 - イ 人的関係とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合や、一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合をいう。
- (10) その他市長が不適格と認める者

【注意】入札参加資格の確認のため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、あらかじめご了承ください（申込者が法人の場合、役員等を含む）。

2 入札参加申込みに必要な書類

入札に参加しようとする者は、要領に規定する市有地一般競争入札参加申込書に、次に掲げる書類を添えて直接持参又は郵送してください。ファックス、電子メール及びインターネットなどでの提出は受け付けません。また、提出された書類は返却しません。

(1) 次に定める場合に応じ、それぞれに定める書類

- ア 個人による申込みの場合 住民票の写し（2人以上の連名による参加の場合は、連名者全員の分）（交付後1月以内のものに限る。）
- イ 法人による申込みの場合 履歴事項全部証明書（交付後1月以内のものに限る。）

(2) 申込人情報

(3) 市税の滞納がないことを証する書面

(4) 誓約書

(5) 委任状（参加者が代理人の場合に限る。）

(6) 入札保証金に関する確認書

3 入札参加資格の確認

市有地一般競争入札参加申込書について審査を行い、その結果を一般競争入札参加通知書により通知します。

4 入札参加申込みの受付の日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 2 月 27 日(金)から令和 8 年 3 月 13 日(金)まで(土曜日、日曜日を除く。)

午前 9 時から午後 4 時まで

(郵送による申込みの場合は、令和 8 年 3 月 13 日(金)午後 4 時必着とします。)

(2) 場所 小牧市役所 総務部資産管理課管財係(本庁舎 4 階)

(〒485-8650 小牧市堀の内三丁目 1 番地)

※申込者数等の問い合わせについて

入札結果については、7 ページ「IV 入札 4 入札の基本事項(5)」に記載のとおり公表しますが、公表前の申込者数等の問い合わせについては回答できません。

IV 入札

1 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 4 月 10 日(金)午前 10 時から

(2) 場所 小牧市東庁舎 2 階会議室 2-2

2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、自己宛小切手により、見積金額の 100 分の 5 以上に相当する額(10 万円未満の端数金額は、切り捨てる。)を、入札当日の午前 9 時から 9 時 30 分までの間に、入札場所にて納付してください。

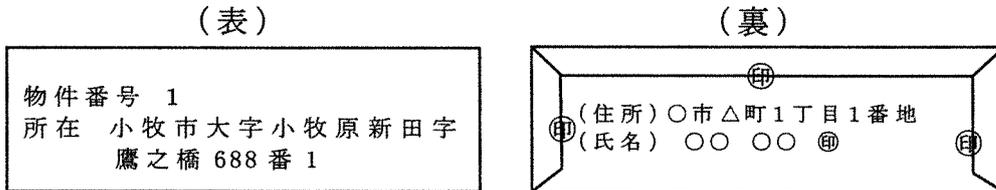
入札保証金は、落札者以外の者には入札終了後速やかに還付し、落札者には契約を締結したときに還付します。ただし、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができます。

入札保証金を納付した者は、地方自治法第 235 条の 4 第 3 項の規定により、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

3 入札書の作成方法

- (1) 入札は要領に規定する入札書を使用します。入札書を封筒に入れ封印し、物件番号、所在地、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。

〔記入例〕



- (2) 入札書には、黒色のボールペンか万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんので注意してください。
- (4) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

4 入札の基本事項

- (1) 入札参加申込みをした方は、入札保証金を納入の上、1に定める入札日時及び場所にて入札書を提出してください。入札に参加しない場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、郵送、ファックス、電子メール及びインターネットなどでの提出は受け付けません。
- (2) 入札書を公開の場で開札し、物件ごとに定めた予定価格以上の額で最も入札価格の高い者を落札者と決定します。なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、くじにより決定します。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。
- (3) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとします。
- (4) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札又は開札を延期若しくは中止することがあります。
- (5) 入札の結果については、その内容のうち、入札に付した市有地の所在

地、地積、落札者、落札額及び入札参加者数を公表します。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者名を個人と表示します。

5 入札の無効

次に掲げる入札は、無効となります。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者又はその代理人のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札保証金が見積金額の100分の5以上に相当する額（10万円未満の端数金額は、切り捨てる。）に達しない者のした入札
- (4) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 他の入札参加者の代理を兼ねた者又は2以上の入札参加者の代理をした者のした入札
- (8) 委任状のない代理人のした入札
- (9) 記名及び押印のない入札
- (10) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (11) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (12) 予定価格未満の価格の入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

V 契約

1 契約の締結

- (1) 落札者の決定を受けた者は、落札の決定の通知の日から14日以内に市有地の売買契約を市と締結していただきます。
- (2) 売買契約の締結と同時に、売買代金の100分の10以上に相当する金額（1万円未満の端数金額は、切り上げる。）を契約保証金として市に納付していただきます。契約保証金には、利息は付しません。ただし、売買契約の締結と同時に売買代金の全額を納付するときは、契約保証金の納付は免除します。
- (3) 売買契約の締結の日から30日以内に、売買代金の全額を納付していただきます。この期間に、売買代金の全額が納付されないときは、売買契約を解除できるものとし、契約保証金は還付しません。

- (4) 売買契約を締結しないとき又は入札に係る手続について不正な行為があったときは落札者の決定を取り消し、入札保証金は還付しません。
- (5) 売買契約の締結に要する費用は、すべて買受人の負担とします。
- (6) 売買契約は、申込人名義で行います。
- (7) 落札決定から売買契約の締結までに辞退した場合、次点者が落札決定者となることはなく、当該入札は不成立となります。なお、契約辞退者に対して入札保証金の還付は行いません。

2 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額の納付と同時に所有権が移転するものとし、同時に土地の引渡しがあったものとして、引渡しは現状有姿のまま行います。
- (2) 引き渡した土地については、買受人は、その種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、第1項に規定する引渡しの日から2年以内に市長に対して協議を申し出ることができるものとし、市長は、その協議に応じるものとします。
- (3) 所有権移転登記は、申込人名義で行います。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。

3 用途の制限等

売払いを受けた土地を次に定める用に供し、又は供せられることを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは貸すことができません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための施設
- (4) 観察処分対象団体の事務所その他これに類するもの

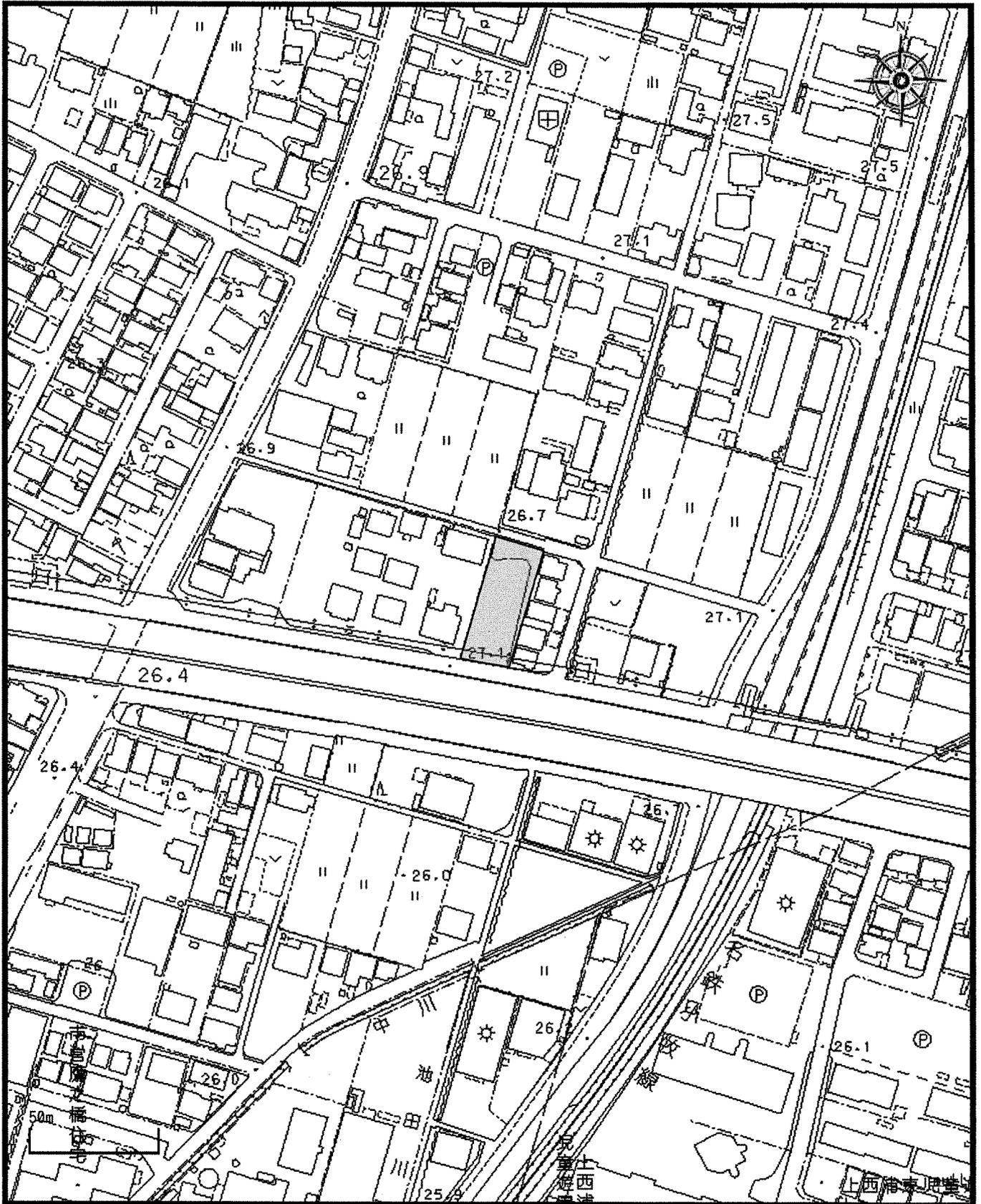
物件番号 1

物件説明書

所在地	小牧市大字小牧原新田字鷹之橋 688 番 1		予定価格	62,015,130 円
面積	898.77 m ²		形状	整形
接道道路 と敷地の 関係	敷地南側に幅員約 6.0m のアスファルト舗装の市道、北側に幅員約 2.7m のアスファルト舗装の市道。			
法令に基 づく制限	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第 1 種住居地域
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	防火・準防火地域	建築基準法第22条の指定区域	その他	高圧線下地役権
供給処理 施設の 状況	供給施設	引込状況	事業所名 (問合先)	電話番号
	上水道	なし	小牧市上下水道業務課	0568-79-1314
	下水道	なし	小牧市上下水道業務課	0568-79-1407
	電気	なし	中部電力パワーグリッド(株)小牧営業所	0120-929-580
	都市ガス	なし	東邦ガス(株)お客様センター	0570-78-3987
交通機関 (物件からの 直線距離)	鉄道	名鉄小牧原駅 約 500m		
	バス	こまくる「小牧原街道南」 約 200m		
公共施設 (物件からの 直線距離)	小牧市役所	約 2.5 km	小牧原小学校	約 1.2 km
	味噌市民センター	約 2.0 km	小牧中学校	約 2.2 km
留意事項	地下埋設物、土壌汚染及び地盤に関する調査は行っていません。 敷地内南側 182.28 m ² に送電線路のための地役権が設定されています。			

物件説明書は、参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

案内図



1 / 2,000

○小牧市普通財産土地売払い（一般競争入札）実施要領

平成22年6月17日

22小財第174号

（趣旨）

第1条 この要領は、小牧市普通財産土地の売払いに関する要綱（平成20年3月21日19小財第1127号。以下「要綱」という。）の規定に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）による小牧市が所有する普通財産である土地（以下「市有地」という。）の売払いの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（入札参加資格）

第2条 入札に参加することができる者は、個人及び法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができないものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (3) 入札の公告の日から過去2年間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがある者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（以下「再生手続開始の申立て」という。）がなされている者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされている者
- (6) 入札の公告の日から落札決定の日までの間において、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に規定する排除措置対象法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）に該当する者

(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体（以下「観察処分対象団体」という。）及び観察処分対象団体の役職員又は構成員

(8) 小牧市の市税を滞納している者

(9) その他市長が不適格と認める者

（入札の公告）

第3条 市長は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、小牧市公告式条例（昭和30年小牧市条例第3号）第2条第2項に規定する方法により入札の前日から起算して15日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 入札に付する市有地の所在地及び地積

(2) 入札参加申込みの受付の日時及び場所

(3) 入札の日時及び場所

(4) 入札に参加する者に必要な資格

(5) 入札の無効に関する事項

(6) 入札保証金に関する事項

(7) その他入札に必要な事項

2 前項の規定による公告の写しについては、資産管理課において閲覧に供するものとする。

（予定価格の公表）

第4条 市有地の売払促進のため、市長は、予定価格を事前に公表するものとする。

（入札の参加申込み）

第5条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、市有地一般競争入札参加申込書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次に定める場合に応じ、それぞれに定める書類

ア 個人による申込みの場合 住民票の写し（2人以上の連名による参

加の場合は、連名者全員の分) (交付後1月以内のものに限る。)

イ 法人による申込みの場合 履歴事項全部証明書(交付後1月以内のものに限る。)

(2) 申込人情報(様式第2)

(3) 市税の滞納がないことを証する書面

(4) 誓約書(様式第3)

(5) 委任状(様式第4) (参加者が代理人の場合に限る。)

(6) 入札保証金に関する確認書(様式第5)

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により提出された書類は、一切返還しないものとする。

(入札参加資格の確認)

第6条 市長は、入札参加者から前条第1項の規定により提出された書類(以下「資格確認書類」という。)について、審査を行い、その結果を一般競争入札参加資格確認通知書(様式第6)により当該入札参加者に通知するものとする。

2 入札参加資格の確認は、資格確認書類の提出があった日から起算して14日以内に行わなければならない。

(無資格者への理由説明)

第7条 前条第1項の規定により、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知のあった日の翌日から起算して7日(小牧市の休日を定める条例(平成2年小牧市条例第23号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)以内に文書により市長に説明を求めることができる。

2 市長は、前項の説明を求める文書を受理したときは、受理した日の翌日から起算して7日以内に文書により回答するものとする。

(入札保証金)

第8条 入札参加者は、見積金額の100分の5以上に相当する額(10万円未満の端数金額は、切り捨てる。)を入札保証金として、市長が指定する期間内に市に納付しなければならない。

2 入札保証金は、現金又は自己宛小切手による方法で納付することがで

きるものとし、当該入札の公告において、その方法を指定するものとする。

- 3 入札保証金は、落札者以外の者に対しては入札終了後速やかに還付し、落札者に対しては契約を締結したときに還付する。この場合において、入札保証金には、利息を付さない。
- 4 市長は、入札保証金の還付を受けようとする入札参加者に入札保証金還付請求書（様式第7）を提出させ、入札保証金を還付するものとする。
- 5 第3項の規定にかかわらず、落札者から申出があったときは、入札保証金を契約保証金に充当することができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金は、市に帰属する。

（入札の方法）

第9条 入札参加者は、入札の際、入札保証金を納付したことを証する書類を提示しなければならない。

- 2 入札は、入札書（様式第8）に必要な事項を記入し、記名押印の上、封かんして提出するものとする。
- 3 入札は、代理人をして、行わせることができる。この場合において、入札前に委任状を提出させなければならない。

（入札の無効）

第10条 次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者又はその代理人のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札保証金が見積金額の100分の5以上に相当する額（10万円未満の端数金額は、切り捨てる。）に達しない者のした入札
- (4) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 他の入札参加者の代理を兼ねた者又は2以上の入札参加者の代理を

した者のした入札

- (8) 委任状のない代理人のした入札
- (9) 記名及び押印のない入札
- (10) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (11) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (12) 予定価格未満の価格の入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

(開札)

第11条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札参加者を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行うものとする。

(入札又は開札の中止)

第12条 市長は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札又は開札の執行を延期し、又は中止することができる。

(落札者の決定)

第13条 落札は、予定価格以上の入札のうち、最も入札価格の高いものから落札者を決定する。

2 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、速やかに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとする。

(入札結果の公表)

第14条 入札の結果については、その内容のうち、入札に付した市有地の所在地、地積、落札者、落札額及び入札参加者数を公表することができる。ただし、個人(事業を営む個人を除く。)が落札した場合は、落札者名を個人と表示する。

(落札の通知)

第15条 市長は、落札者を決定したときは、直ちに口頭又は書面をもってその旨を落札者に通知するものとする。

(契約の締結)

第16条 前条の規定による通知を受けた者（以下「買受人」という。）は、その通知を受けた日から14日以内に市有地の売買契約を市と締結しなければならない。

2 売買契約の締結に要する費用は、買受人の負担とする。

(落札者の取消し)

第17条 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該買受人の落札者の決定を取り消すことができる。この場合において、入札保証金は市に帰属するものとする。

(1) 前条第1項に規定する期間内に売買契約を締結しないとき。

(2) 入札に係る手続について不正な行為をしたとき。

(売買代金の納付)

第18条 買受人は、売買契約の締結の日から30日以内に、売買代金の全額を納付しなければならない。

2 買受人は、売買契約の締結と同時に、売買代金の100分の10以上に相当する金額（1万円未満の端数金額は、切り上げる。）を契約保証金として市に納付しなければならない。

3 買受人が売買契約の締結と同時に売買代金の全額を納付するときは、契約保証金の納付は免除する。

4 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができるものとする。

5 契約保証金には、利息を付さない。

6 市長は、第1項に規定する期間内に売買代金の全額が納付されないときは、売買契約を解除できるものとする。この場合において、契約保証金は市に帰属するものとする。

(談合その他の不正行為における損害賠償)

第19条 市長は、売買契約の締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し損害賠償を請求することができるもの

とする。

(所有権の移転等)

第20条 売買代金の全額の納付と同時に所有権が移転するものとし、同時に土地の引渡しがあったものとする。

2 前項の土地の引渡しは、現状有姿のまま行うものとする。

3 第1項の規定により引き渡した土地については、買受人は、その種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合は、第1項に規定する引渡しの日から2年以内に市長に対して協議を申し出ることができるものとし、市長は、その協議に応じるものとする。

(所有権移転登記の手続)

第21条 売買契約に係る土地の所有権移転の登記は、売買代金の完納後に、市長が行うものとし、この登記に要する費用は、買受人の負担とする。

(権利移転の禁止)

第22条 買受人は、売買契約の締結後、前条の所有権移転の登記が完了するまでの間は、当該契約に係る土地を第三者に譲渡することができない。ただし、市長がやむを得ない事情があると特に認めるときは、この限りでない。

(用途の制限)

第23条 売買契約の締結の日から10年間は、売払いを受けた土地を次に定める用に供し、又は供せられることを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための施設

(4) 観察処分対象団体の事務所その他これに類するもの

(5) その他市長が適当でないとするもの

（用途制限の継承義務等）

第24条 買受人は、売払いを受けた土地について、第三者に対して売買、贈与、交換、出資等により所有権を移転するときは、前条に定める義務を書面によって継承し、当該第三者に対して当該義務に違反する使用をさせてはならない。地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときも同様とする。

（実地調査等）

第25条 前2条に定める用途制限の履行状況を把握するため、市長は必要に応じ実地調査をし、又は買受人に対し所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、買受人は、協力しなければならないものとする。

（違約金）

第26条 買受人は、契約日から起算して10年を経過するまでの間に次の各号に掲げる事由が生じたときは、それぞれ当該各号に掲げる額を、違約金として市に納付しなければならない。

(1) 第23条及び第24条に規定する義務に違反したとき 売買代金の10分の3に相当する額

(2) 前条に規定する義務に違反したとき 売買代金の10分の1に相当する額

(3) 次条第1項第2号から第6号まで及び第8号に規定する事由に該当したことにより売買契約が解除されたとき 売買代金の10分の1に相当する額

(契約の解除)

第27条 市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当したときは、売買契約を解除することができる。

- (1) 買受人が、談合その他不正な行為により契約を締結したとき。
- (2) 買受人が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認めるとき。
- (3) 買受人が排除措置対象法人等に該当する者と認めるとき。
- (4) 買受人が観察処分対象団体又は観察処分対象団体の役職員若しくは構成員と認めるとき。
- (5) 買受人に破産法（平成16年法律第75号）第15条第1項の規定による破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て（自主申立てを含む。）等があった場合において、売買契約に定める義務が履行される見込みがないとき。
- (6) 買受人が法人であり、当該法人が合併され、又は解散した場合において、売買契約に定める義務が履行される見込みがないとき。
- (7) 買受人が、第23条及び第24条の規定に違反したとき。
- (8) 前各号のほか、買受人が売買契約に定める義務を履行しないとき。

2 市長は、前項の規定により売買契約を解除したときは、その旨を買受人に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた買受人は、市長が指定する日までに自己の費用で、当該契約に係る土地を原状に回復して引き渡さなければならない。ただし、市長が当該契約に係る土地を現状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま引き渡すことができる。

4 市長は、前項の規定による引渡しを受けたときは、買受人に既納の売買代金を返還するものとする。

5 前項の返還金には、利息を付さない。

(土地の使用)

第28条 買受人は、売買代金を完納しなければ当該契約に係る土地を使

用することができない。ただし、市長がやむを得ない事情があると特に認めるときは、売買代金の完納前であっても当該土地を使用することができる。

(返還金の相殺)

第29条 市長は、第27条第4項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第19条に定める損害賠償金及び第26条に定める違約金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(随意契約への準用)

第30条 要綱第4条第6号の規定に基づく市有地の売払いについては、第2条から第5条まで及び第16条から前条までの規定を準用する。

(雑則)

第31条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成22年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年12月22日から施行する。

附 則 (平成29年28小資管第745号)

この要領は、平成29年2月8日から施行する。

附 則 (令和元年31小資管第281号)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年2小資管第1024号)

1 この要領は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要領の施行の際現に改正前の小牧市普通財産土地売払い(一般競争入札)実施要領及び小牧市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札実施要領の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市普通財産土地売払い(一般競争入札)実施要領

及び小牧市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する制限付一般競争入札実施要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年2小資管第1394号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5小資管第866号）

- 1 この要領は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の小牧市普通財産土地売払い（一般競争入札）実施要領の規定に基づいて作成されている用紙（様式第5を除く。）は、改正後の小牧市普通財産土地売払い（一般競争入札）実施要領の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和6年5小資管第1865号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

市有地一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(宛先) 小牧市長

申込人 郵便番号
 住所又は所在地
 氏名又は名称
 及び代表者名
 電話番号 ()
 代理人 郵便番号
 住所又は所在地
 氏名又は名称
 及び代表者名
 電話番号 ()

令和 年 月 日執行の下記の物件番号の市有地の売払いに係る一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

申込物件

物件番号	所在地	地目	面積 (㎡)
1	小牧市大字小牧原新田字鷹之橋 688 番 1	雑種地	898.77

添付書類

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1 個人:住民票の写し(交付の日から1か月以内のもの) | 1 通 |
| 法人:履歴事項全部証明書(交付の日から1か月以内のもの) | 1 通 |
| 2 申込人情報 | 1 通 |
| 3 誓約書 | 1 通 |
| 4 委任状(代理人を選任した場合のみ) | 1 通 |
| 5 入札保証金に関する確認書 | 1 通 |
| 6 納税証明書 | 1 通 |

私は、小牧市の市税の納税義務がありません。このことについて、職員が公簿で確認することに同意します。

住所又は所在地
 氏名又は名称及び代表者名

(注) 1 物件番号が複数ある場合は、該当する物件番号を○で囲むこと。(物件番号を間違えないようご注意ください)

2 複数による申込み(共有)を希望する場合は、住所、氏名及び持分割合を別紙に明記すること。

申込人情報

【個人の場合】

氏名	ふりがな	生年月日

【法人その他の団体の場合】

(ふりがな) 商号又は名称	()		
所在地			
役員等に関する事項			
役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		
	()		

(注)役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

住所

氏名

(署名(法人の場合は、記名押印も可))

次の事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、入札参加資格の確認のため必要があると認めるときは、申込者(法人の場合は役員などを含む。)について、愛知県警察本部に照会することについて承諾します。

- 1 私は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者ではありません。
- 2 入札の公告の日から過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことはありません。
- 3 入札の公告の日から落札決定の日までの間において、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧市長締結)に規定する排除対象法人等に該当する者ではありません。
- 4 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がい

る者ではありません。

- 5 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が経営又は運営に実質的に関与している者ではありません。
- 6 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている者ではありません。
- 7 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者ではありません。
- 8 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではありません。
- 9 役員等又は使用人が、3から8までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを利用するなどしている者ではありません。
- 10 3から9までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。
- 11 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体（以下「観察処分対象団体」という。）及び観察処分対象団体の役職員又は構成員ではありません。
- 12 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者ではありません。
- 13 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者ではありません。
- 14 私が物件を落札した場合は、次の用途には供しません。
 - (1) 暴力団の事務所その他これに類するもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業を営む施設
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための施設
 - (4) 観察処分対象団体の事務所その他これに類するもの

- 1 5 私は、貴市の市有地売払いにかかわる「小牧市普通財産土地売払い（一般競争入札）実施要領」、「市有地売払い一般競争入札の案内書」、「入札公告」、「市有地売買契約書(案)」等の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴市に対し一切異議、苦情など申しません。

委 任 状

年 月 日

(宛先) 小牧市長

委任者

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

電話番号 ()

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 代理人 住 所

氏 名

2 委任する権限

次の物件番号の市有地の売払いに係る一般競争入札に関する一切の
権限

物件 番号	所 在 地	地目	面 積 (㎡)
1	小牧市大字小牧原新田字鷹之橋 688 番 1	雑種地	898.77

入札保証金に関する確認書

年 月 日

住所 _____

氏名又は名称

及び代表者名 _____

市有地一般競争入札に参加するにあたり、入札保証金について次のとおり確認しました。

1 申込物件

物件 番号	所 在 地	地 目	面 積 (㎡)
1	小牧市大字小牧原新田字鷹之橋 688 番 1	雑種地	898.77

2 入札保証金の取り扱いについて

- (1) 入札保証金は、入札額の 5% 以上の金額となります。
- (2) 入札参加者には、市から本書に記入された入札保証金の予定額に基づいて納付書を発行します。
- (3) 落札者以外の方には、落札の決定後、請求に基づき入札保証金を返還します。その際、入札保証金還付請求書が必要となります。なお、返還までに期間を要します。
- (4) 落札者が契約を締結しない場合、入札保証金は小牧市に帰属します。
- (5) 入札保証金を返還する際には、利息を付しません。

3 入札保証金の予定額

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※金額の数字はアラビア数字を使用し、頭に「金」又は「¥」を記入してください。

入札保証金還付請求書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

請求者 住所

氏名

下記の金額を請求します。

1 事由

物件 番号	所在地	地目	面積 (㎡)
1	小牧市大字小牧原新田字鷹之橋 688 番 1	雑種地	898.77

2 請求金額 _____ 円

納付済額	納付年月日
円	年 月 日

金融 機 関		銀行 信用金庫 農協 支店	預金 種 別	普通	口座番号	
				当座	フリガナ 口座名義人	

入 札 書

年 月 日

(宛先) 小牧市長

入札者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

⑩

代理人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

⑩

下記の金額をもって入札します。

記

入札金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壱	
												円
入札保証金額												円

物件 番号	所 在 地	地 目	面 積 (㎡)
1	小牧市大字小牧原新田字鷹之橋 688 番 1	雑種地	898.77

- (注) 1 金額は算用数字を用い、金又は¥字を冠すること。
- 2 「入札する物件」については、物件番号が複数ある場合は、該当する物件番号を○で囲むこと。(物件番号を間違えないようご注意ください。)
- 3 複数による入札(共有)を希望する場合は、持分割合を明記すること。(入札参加申込書への記載と同一とする。)

市有地売買契約書

売渡人小牧市（以下「甲」という。）と買受人●●●●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により、市有土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に表示する物件（以下「売買物件」という。）を次条の売買代金で乙に売り渡し、乙は、これを買受けするものとする。

所在地	地目	登記面積 (㎡)	実測面積 (㎡)	備考
大字小牧原新田字鷹之橋 688 番 1	雑種地	898	898.77	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金●●●●●●●円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として落札金額の100分の10以上を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、第14条に規定する違約金及び第17条、第19条及び第21条に規定する損害の賠償に係る損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

4 甲は、乙が第5条第2項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

5 乙が第5条第2項に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入方法）

第5条 売買代金の納期限は、●●●●●●●とする。

2 乙は、前項の納期限までに売買代金から乙が既に納付した契約保証金を除く金額を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する口座に納入しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転す

るものとする。

(登記の囑託)

第7条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の囑託を請求し、甲はその請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を囑託するものとする。

2 前項の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

3 乙は、所有権移転登記が完了するまでは、売買物件を第三者に譲渡することができない。ただし、甲が認めたときはこの限りでない。

(売買物件の引渡し)

第8条 甲、乙両者は、売買物件の所有権が乙に移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現状有姿で引渡しを行い、受渡証書を相互に取り交わすものとする。

(危険負担)

第9条 乙は、この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引き渡すまでの間において、当該物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して、売買代金の減免又は契約の解除を請求することができない。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、本契約を締結した後において、売買物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、売買物件の引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は、その協議に応じるものとする。

(用途の制限)

第11条 乙は、売買物件を次に定める用に自ら供し、又は供されることを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはならないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための施設

(4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成14年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所その他これに類するもの

（用途制限の継承義務等）

第12条 第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権を移転するときは、前条に定める義務を書面によって継承し、当該第三者に対して前条に定める義務に違反する使用をさせてはならない。地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときも同様とする。

（実地調査等）

第13条 甲は、前2条に定める用途の制限に関し、必要があると認めるときは、売買物件を調査し、又は乙に対し所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第14条 乙は、契約日から起算して10年を経過するまでの間に次の各号の事由が生じたときは、甲の請求によりそれぞれ各号に定める違約金を甲に対して支払わなければならない。

(1) 前条第3項に定める疑義に違反したときは、契約金額の10分の1に相当する額

(2) 第11条から第12条に定める疑義に違反したときは、契約金額の10分の3に相当する額

(3) 次条第1項第3号から第6号及び第8号に該当することが判明したときは、契約金額の10分の1に相当する額

2 前項の違約金は、第17条、第19条及び第21条に規定する損害の

賠償に係る損害賠償金の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告しないでこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が第17条第1項の規定に該当により契約を締結したとき。
- (2) 乙が第19条第1項の規定に該当するとき。
- (3) 乙が排除措置対象法人等に該当する者と認めるとき。
- (4) 買受人が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体（以下「観察処分対象団体」という。）又は観察処分対象団体の役員若しくは構成員と認めるとき。
- (5) 乙に破産法（平成16年法律第75号）第15条第1項の規定による破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て、更生手続開始の申立て（自主申立てを含む。）等があった場合において、売買契約に定める義務が履行される見込みがないとき。
- (6) 乙が法人であり、当該法人が合併され、又は解散した場合において、売買契約に定める義務が履行される見込みがないとき。
- (7) 買受人が、第11条及び第12条の規定に違反したとき。
- (8) 前各号のほか、乙が売買契約に定める義務を履行しないとき。

2 前項の規定により、甲がこの契約を解除した場合において、乙に損害が生じて甲はその責任を負わない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。以下この条及

び次条において同じ。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次条第2項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次号及び第19条の2第2項第2号において同じ。）の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その構成員のいずれかの者が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第17条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。甲が契約を履行した後も同様とする。

2 乙は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が前2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 乙が共同企業体であるときは、各構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。甲が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に規定する排除措置対象法人等と認められるとき。
- (2) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」とう。）がいると認められるとき。
- (3) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は前項の規定によりこの契約を解除したときには、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(暴力団等排除に係る賠償金の支払い)

第19条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。甲が契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 乙が共同企業体であるときは、各構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。甲が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

(原状回復及び返還金等)

第20条 乙は、甲が第15条、第16条及び第18条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第15条、第16条及び第18条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 甲は、前条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切

の費用は償還しない。

(損害賠償)

第21条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第22条 甲は、第20条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第17条、第19条及び前条の規定に基づく損害賠償金及び第15条に定める違約金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第23条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第24条 乙は、第8条の規定により売買物件の引渡しを受けた以後においては、十分な注意をもってこの土地を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないように留意しなければならない。

(疑義の決定)

第25条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第26条 この契約に関する訴えは、小牧市の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。



甲 売渡人 小牧市堀の内三丁目1番地
小牧市
代表者 小牧市長

乙 買受人

公 告

小牧市普通財産（土地）の売払いについて、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 2 月 2 0 日

小牧市長職務代理者
小牧市副市長 伊木 利彦

1 入札に付する市有地の所在地、地積及び予定価格

物件 番号	土地				予定価格 (最低売却価格)
	所在地	地目	登記面積	実測面積	
1	大字小牧原新田 字鷹之橋 688 番 1	雑種地	898 m ²	898.77 m ²	62,015,130 円

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者
- (3) 入札の公告の日から過去 2 年間において、地方自治法施行令第 1 6 7

- 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがある者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生
手続開始の申立て（以下「再生手続開始の申立て」という。）がなされ
ている者
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生
手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）がなされ
ている者
 - (6) 入札の公告の日から落札決定の日までの間において、小牧市が行う事
務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付
け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に規定する排除措置対象法人等
（以下「排除措置対象法人等」という。）に該当する者
 - (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法
律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体（以下「観
察処分対象団体」という。）及び観察処分対象団体の役職員又は構成員
 - (8) 小牧市の市税を滞納している者
 - (9) 入札参加を希望する者の間に入札の適正さが阻害されると認められる
一定の資本関係又は人的関係に該当する関係が認められる者
 - ア 資本関係とは、親会社と子会社の関係や親会社を同じくする子会社
同士の関係にある場合をいう。
 - イ 人的関係とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねて
いる場合や、一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねてい
る場合をいう。
 - (10) その他市長が不適格と認める者

3 入札参加申込みの受付の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月27日（金）から令和8年3月13日（金）まで
（土曜日、日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで
（郵送による申込みの場合は、令和8年3月13日（金）午後4時必
着とします。）

(2) 場所 小牧市役所 総務部資産管理課管財係（本庁舎4階）

4 入札参加申込みに必要な書類

入札に参加しようとする者は、小牧市普通財産土地売払い（一般競争入札）実施要領（平成22年6月17日22小財第174号。以下「要領」という。）に規定する市有地一般競争入札参加申込書に、次に掲げる書類を添えて持参又は郵送してください。ファックス、電子メール、インターネットなどでの提出は受け付けません。また、提出された書類は返却しません。

(1) 次に定める場合に応じ、それぞれに定める書類

ア 個人による申込みの場合 住民票の写し（2人以上の連名による参加の場合は、連名者全員の分。交付後1月以内のものに限る。）

イ 法人による申込みの場合 履歴事項全部証明書（交付後1月以内のものに限る。）

(2) 申込人情報

(3) 市税の滞納がないことを証する書面

(4) 誓約書

(5) 委任状（参加者が代理人の場合に限る。）

(6) 入札保証金に関する確認書

5 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年4月10日（金）午前10時から

(2) 場所 小牧市役所 会議室2-2（東庁舎2階）

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、自己宛小切手により、見積金額の100分の5以上に相当する額（10万円未満の端数金額は、切り捨てる。）を、入札当日の午前9時から9時30分までの間に、入札場所にて納付してください。

入札保証金は、落札者以外の者には入札終了後速やかに還付し、落札者には契約を締結したときに還付します。ただし、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができます。

入札保証金を納付した者は、地方自治法第235条の4第3項の規定に

より、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

7 入札

- (1) 入札は要領に規定する入札書を使用します。入札書を封筒に入れ封印し、物件番号、所在地、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。

〔記入例〕

(表)	(裏)
物件番号 1 所在地 大字小牧原新田字鷹之橋 688 番 1	(住所) ○市△町1丁目1番地 (氏名) ○○ ○○

- (2) 入札書には、黒色のボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシルは使用できません。
- (3) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんので注意してください。
- (4) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないでください。
- (5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

8 入札の基本事項

- (1) 入札参加申込みをした方は、入札保証金を納入の上、5に定める入札日時及び場所にて入札書を提出してください。入札に参加しない場合は、入札を辞退したものとみなします。なお、郵送、ファックス、電子メール、インターネットなどでの提出は受け付けません。
- (2) 入札書を公開の場で開札し、物件ごとに定めた予定価格以上の額で最も入札価格の高い者を落札者と決定します。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定します。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行します。
- (3) 入札に参加する者が1人である場合においても、原則として入札を執行するものとします。

- (4) 不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札又は開札を延期又は中止することがあります。
- (5) 入札の結果については、その内容のうち、入札に付した市有地の所在地、地積、落札者、落札額及び入札参加者数を公表します。ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札した場合は、落札者名を個人と表示します。

9 入札の無効

次に掲げる入札は、無効となります。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者又はその代理人のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札保証金が見積金額の100分の5以上に相当する額（10万円未満の端数金額は、切り捨てる。）に達しない者のした入札
- (4) 所定の日時まで所定の場所に持参しない入札
- (5) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (6) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
- (7) 他の入札参加者の代理を兼ねた者又は2以上の入札参加者の代理をした者のした入札
- (8) 委任状のない代理人のした入札
- (9) 記名及び押印のない入札
- (10) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (11) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (12) 予定価格未満の価格の入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札

10 契約の締結

- (1) 落札者の決定を受けた者は、落札の決定の通知の日から14日以内に市有地の売買契約を市と締結していただきます。
- (2) 売買契約の締結と同時に、売買代金の100分の10以上に相当する金額（1万円未満の端数金額は、切り上げる。）を契約保証金として市に納付していただきます。契約保証金には、利息は付しません。ただし、

売買契約の締結と同時に売買代金の全額を納付するときは、契約保証金の納付は免除します。

- (3) 売買契約の締結の日から30日以内に、売買代金の全額を納付していただきます。この期間に、売買代金の全額が納付されないときは、売買契約を解除できるものとし、契約保証金は還付しません。
- (4) 売買契約を締結しないとき又は入札に係る手続について不正な行為があったときは落札者の決定を取り消し、入札保証金は還付しません。
- (5) 売買契約の締結に要する費用は、すべて買受人の負担とします。
- (6) 売買契約は、申込人名義で行います。
- (7) 落札決定から売買契約の締結までに辞退した場合、次点者が落札決定者となることはなく、当該入札は不成立となります。なお、契約辞退者に対して入札保証金の還付は行いません。

1 1 所有権の移転等

- (1) 売買代金の全額の納付と同時に所有権が移転するものとし、同時に土地の引渡しがあったものとして、引渡しは現状有姿のまま行います。
- (2) 引き渡した土地については、買受人は、その種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできないものとする。ただし、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、(1)に規定する引渡しの日から2年以内に市長に対して協議を申し出ることができるものとし、市長は、その協議に応じるものとします。
- (3) 所有権移転登記は、申込人名義で行います。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となります。

1 2 用途の制限等

売買契約の締結の日から10年間は、売払いを受けた土地を次に定める用に供し、又は供せられることを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは貸すことができません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

- (以下「暴力団」という。)の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する営業
 - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物を処理するための施設
 - (4) 観察処分対象団体の事務所その他これに類するもの

1.3 問合せ先

小牧市役所 総務部資産管理課管財係

住所 〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地

電話 (0568) 76-1110 (直通)

地方自治法(抄)

(契約の履行の確保)

第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

(職員の行為の制限)

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令(抄)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正

な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(抄)

(平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結)

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく排除措置の対象となる法人等(以下「排除措置対象法人等」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、(1)から(5)までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(抄)

(国及び地方公共団体の責務)

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者とその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)